

# 未熟児養育医療給付制度のご案内 —八戸市—



## ◆未熟児養育医療給付制度とは

身体の発育が未熟なまま生まれ、指定養育医療機関において入院が必要と診断された乳児(0歳児)に対して、その養育に必要な医療費自己負担分を公費負担する制度です。

## ◆給付の対象について

次の(1)または(2)に該当し、医師に入院養育が必要と診断され八戸市に住所を有する乳児。

(1)出生時体重が2000g以下

(2)生活力が特に弱く、次のいずれかの症状がある場合。

ア:一般状態(運動不安・けいれん、運動異常)

イ:体温が摂氏34度以下

ウ:呼吸器・循環器(強度チアノーゼが持続、チアノーゼ発作を繰り返す、呼吸数が毎分50以上で増加傾向または毎分30以下、出血傾向が強い)

エ:消化器系(生後24時間以上排便がない、生後48時間以上嘔吐が持続、血性吐物や血性便がある)

オ:黄疸

※対象期間は、入院した日から初めて退院するまで(最長で1歳の誕生日の前々日まで)。

## ◆費用負担について

- ・ 養育医療の自己負担金について、世帯の市町村民税所得割額に応じて徴収金月額が決定されます。月の途中から医療を開始した場合や、月の途中で中止・退院した場合は、徴収金月額を日割り計算した額となります。なお、令和6年1月診療分からは、八戸市子ども医療費において、所得制限撤廃により全員が助成を受けられるため、実際には費用徴収されません。
- ・ おむつ代・差額室料・文書料等の、養育医療の給付対象外(保険適用外)の費用については、直接医療機関にお支払い下さい。

保険診療の医療費総額		
健康保険負担分 8割	自己負担分 2割	
	未熟児養育医療 公費負担	所得に応じた徴収金 →子ども医療費 で助成

## 1. 申請に必要な書類

- 養育医療給付申請書(窓口で記入できます)
- 世帯調書(窓口で記入できます)
- 養育医療意見書(指定養育医療機関の医師が記入したもの)
- お子さんの保険証の写し(申請時お手元がない場合は、加入予定の保険証の写し)
- 印鑑
- マイナンバーカード(個人番号がわかる書類。本人及び同居する親族全員分。市が公簿で世帯の所得を確認できる場合は省略可)

## 2. 申請の流れ

- ①未熟児養育医療給付を受けるために「1. 申請に必要な書類」をすくすく親子健康課へ提出してください。  
↓
- ②手続き後、保健師との面談があります。不安なこと等があれば、お気軽にお尋ねください。  
↓
- ③申請を受理した後、内容を審査し、給付の可否を決定します。  
↓
- ④決定となった方には、養育医療券及び費用徴収額決定通知書を送付します。  
また、市より医療機関へ養育医療券の写しを送付します。  
↓
- ⑤手続きから約2ヶ月後に、各入院月の医療費と、その月の費用徴収額を通知しますので、金額を確認してください。ただし、費用徴収額については、子ども医療費から直接支払うこととなりますので、保護者からの費用の徴収はございません。

## 3. その他

- 転院等により入院する医療機関が変更となった場合  
引き続き養育医療給付を受給する場合、転院先の医療機関が発行した養育医療意見書を添付して、改めて申請書を提出する必要があります。なお、養育医療意見書以外の添付書類は必要ありません。
- 養育医療受給中に健康保険の変更があった場合  
変更後の健康保険証を提出する必要があります。

<申請及びお問合せ先>

〒031-0011 八戸市田向三丁目 6-1  
八戸市総合保健センター 3階  
八戸市 保健所 すくすく親子健康課  
TEL:0178-38-0374

